

## 1 市民税・県民税申告が必要な方 (確定申告は厚木税務署へ。詳しくは4面参照)

令和8年1月1日に市内在住の方は、原則、市民税・県民税の申告が必要です。

### ●申告が必要な方

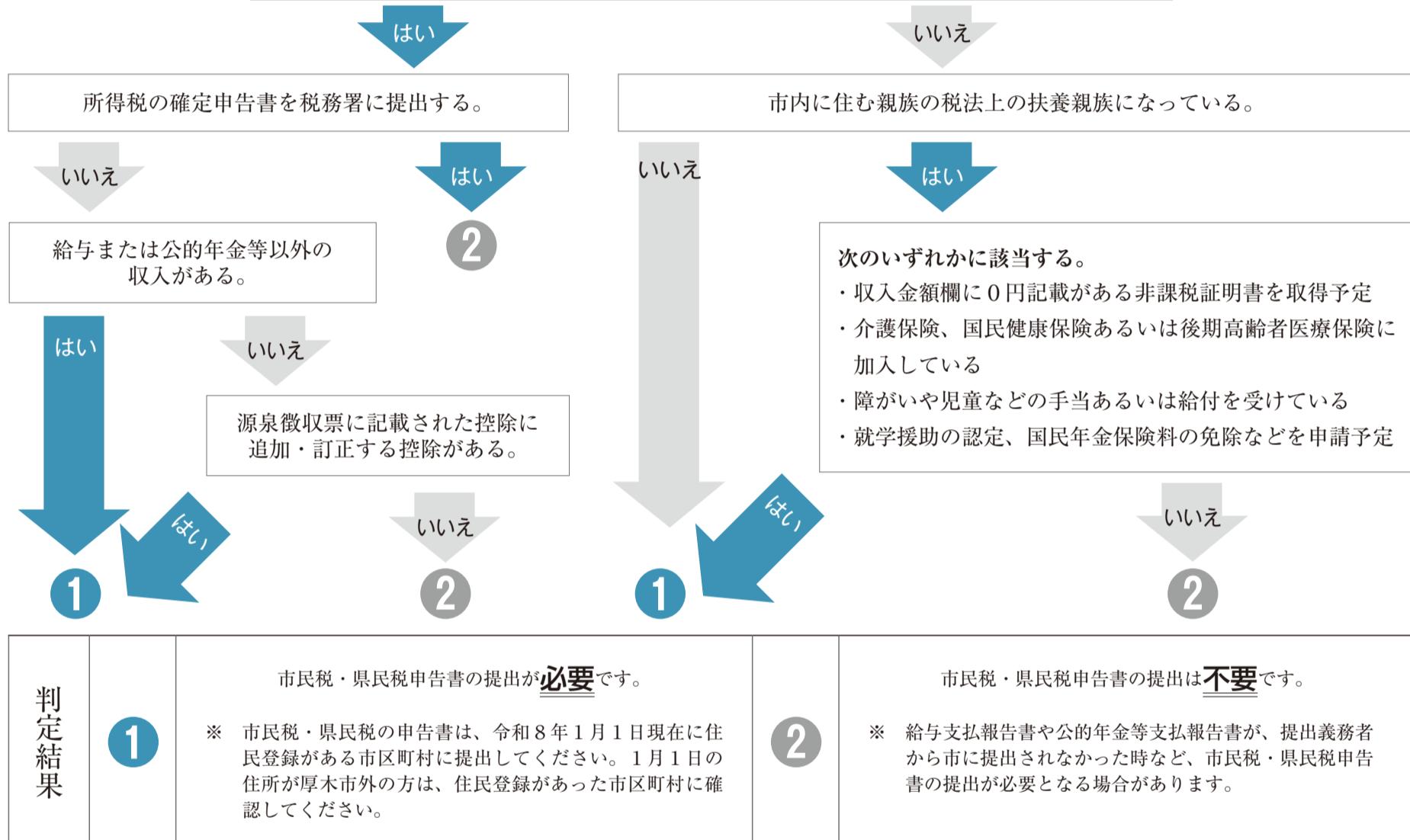
- ① 税務署へ所得税の確定申告をしない (※)
- ② 給与・公的年金等以外に所得がある
- ③ 勤務先から厚木市に給与支払報告書が提出されない
- ④ 年末調整等で適用を受けていない生命保険や地震保険、医療費、扶養控除などの適用を受ける

- ⑤ 昨年所得はないが、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している場合や、障がい、児童などの手当・給付等を受けている
- ※ 公的年金等の収入が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、厚木税務署で確定申告をしてください。

### 簡易判定表

市民税・県民税申告が必要か判定できます。  
世帯ではなく、個人ごとで判定してください。

昨年中（1月1日～12月31日）の1年間、課税対象の収入がある。  
(遺族年金・障害年金・失業保険などは課税対象外)



## 2 申告方法 (窓口、郵送、インターネット)

例年、窓口が大変混雑しますので、郵送・インターネットでの申告を推奨しています。市民税・県民税申告書の発送は、1月22日(木)を予定しています（3面参照）。

### 郵送

- 【手順1】必要書類を準備（必要なものは3面参照）。
- 【手順2】郵送された申告書を記入。
- 【手順3】申告書同封の返信用封筒に手順1、2で作成・準備した書類を入れ、ポストへ投函。収受日付印のある申告書受付書が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ※ 源泉徴収票や控除証明書のとおりに税額計算を希望する場合は、所得金額や控除金額の計算されていない申告書を送付していただいてもかまいません。

対面での申告が不要な方は、郵送申告が便利です。

### インターネット

- 【手順1】必要書類を準備（必要なものは3面参照）。
- 【手順2】インターネットで「厚木市住民税試算システム」と検索し、申告書データを作成。
- 【手順3】システムから手順2で作成した申告書データを送信。
- ※ 送信には、郵送された市民税・県民税申告書の右下に記載してある8桁の番号（宛名番号）が必要です。

●受付期間 令和8年2月2日～24時間受付

詳しくは、[厚木市 市民税・県民税電子申告](#)

検索



スマートフォンの方はこちら